

令和4年3月

第3回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年3月14日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 本庁舎5階 庁議室

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
4番	櫻井 守	5番	雨貝 洋子
8番	大野 博司	9番	石島 繁
10番	加園 秀信	11番	吉田 新一
15番	野堀 良夫	17番	遠藤 道夫
18番	鮎川 満雄	19番	飯野 和男
20番	市村 元則		

欠席委員

3番	染谷 文夫	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	14番	本橋 文男
16番	飯島 孝一	21番	蛭原 昇
22番	坂入 誠		

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	吉原 利夫
農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	窪庭 一彦
農業行政課	係 長	藤井 雄平
農業行政課	主 事	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

	議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について
	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
	議案第 4 号	現況証明の発行可否について
	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
	議案第 7 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
	議案第 8 号	非農地の決定について
	議案第 9 号	つくば市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可について
	報告第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4 号	現況証明の専決処理について
	報告第 5 号	制限除外の農地の移動届について
	報告第 6 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 7 号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん委員の指名について
	報告第 8 号	農地等の現況に係る照会に対する回答について
	報告第 9 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について

【午後 1 時 30 分 開会】

事務局（吉原事務局長）

本日は、お忙しい中、令和 4 年第 3 回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

総会の運営につきましては、コロナウイルス感染拡大防止のため、議会同様に出席委員を約半分にしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、総会の開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

令和 4 年第 3 回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りましてありがとうございます。

先ほど、局長からもお話があったとおり、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加しておりますので、当面の間、出席する委員の人数を減らしたうえで総会を開催していきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。本日は御苦勞様です。

事務局（吉原事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長のほうにお願いいたします。

よろしく願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和4年第3回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日は事前をお願いしました総会出席委員割り振りのとおり、3番染谷文夫委員ほか8名が欠席しておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は13名で、定足数に達していることから、令和4年第3回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席8番大野博司委員、議席9番石島 繁委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局窪庭係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第２、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第１号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、提出番号１７番については、議事参与の制限案件に該当しますので、１７番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る３月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、水稻・野菜・芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号２番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号３番については、芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号４番については、芝・野菜を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号５番、６番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、水稻・小麦を作付している農家で、申請地には水稻・小麦を作付する予定です。

提出番号７番については、市内に本店を置く農地所有適格法人で、施設野菜を中心に大規模に営農しており、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号８番については、芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１番から８番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る３月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号９番については、水稻、芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号１０番については、市外に本店を置く農地所有適格法人で、水稻を作付しており、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号９番、１０番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る３月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１１番については、芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号１２番については、不耕作により山林状態となっているため、取下げ指導を行うこととして、継続審議といたしました。

提出番号１３番、１４番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号１５番については、水稻、芝を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定でございます。

提出番号１６番については、水稻、小麦を作付している農家で、申請地には小麦を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１２番については継続審議とし、提出番号１１番及び１３番から１６番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、皆様方のなお一層の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

去る３月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１８番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号１９番については、水稻・芝を作付している農家で、申請地には水稻・芝を作付する予定です。

提出番号２０番については、水稻・芝を作付している農家で、申請地には水稻・芝を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１８番から２０番については、農機具等も確保しており、農

地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告終わります。

議長（飯野 和男）

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る3月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号21番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号22番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には水稲を作付する予定です。

提出番号23番については、水稲、栗を作付している農家で、申請地には水稲を作付する予定です。

以上のことから、21番から23番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、提出番号1番から16番、18番から23番についての説明及び報告が終わりました。

提出番号12番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議の分を先に審議いたします。

提出番号12番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、提出番号12番に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

提出番号12番については、雨貝委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号、提出番号12番について

は、継続審議といたします。

続きまして、提出番号１番から１１番、１３番から１６番、１８番から２３番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号１番から１１番、１３番から１６番、１８番から２３番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番から１１番、１３番から１６番、１８番から２３番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号１番から１１番、１３番から１６番、１８番から２３番について、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号１７番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、櫻井委員の退席を求めます。

（櫻井 守委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号１７番について、遠藤委員より調査結果の報告をお願いいたします。

遠藤道夫委員

去る３月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１７番については、水稻・野菜を作付している農家です。申請地には、水稻を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１７番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、提出番号１７番についての報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号 17 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 17 番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号 17 番について、許可することに決定いたします。

櫻井委員の復席を求めます。

（櫻井 守委員 復席）

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第 2 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を実施しておりますので、吉田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

吉田新一委員

去る 3 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、令和 3 年 9 月 13 日付つくば農委指令第 35 号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、資金面で困難となったことから、別の事業者が建売

住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、1 番については、承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 2 号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第 2 号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第 2 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 2 号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認については、承認することに決定いたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第 3 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る３月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、農用地区域内の農地です。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。先般、市の公共工事を受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するもので、令和４年１０月３１日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし、敷地内を鉄板敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、工事用車両、工事に使用する資材等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号２番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一大字内で農機具販売及び修理事業を営んでおります。今般、茨城県による道路拡幅事業用地買収に伴い、既存の資材置場の面積が縮小してしまい業務に支障を来してしまうことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を防護柵で囲い、全面を碎石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、トラクター３０台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号３番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、市外に本店を持ち、複合ショッピングセンターのテナントで主に飲食店を営む法人です。今般、店舗を置いている複合ショッピングセンターが閉店することになったことから、申請地を新たに借り受け、店舗用地として申請するものですが、譲渡人が申請地の一部を無断で転用していたことから、始末書付きの申請となっております。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１番から３番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地及び第２種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る３月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号４番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、長年美容室に勤務しておりましたが、コロナ禍により勤務先に迷惑をかけることも多くなったことから、自身で開業すべく、申請地を取得し、美容室用地として申請するものです。資金については、自己資金と親族からの借入で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号５番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、借家住まいですが、子供も生まれ手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関

係法令との協議は整っております。

提出番号 6 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、申請地の近隣で放課後児童クラブを営んでおりますが、利用者が多く、既存施設では対応しきれなくなったことから、申請地を取得し、放課後児童クラブ用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 7 番については、現状、事業を実施する上で必要な盛土条例に関する申請を了していることが確認できないため、継続審議といたしました。

提出番号 8 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を持ち、申請地の近隣に工場を持つ、アクリル板・プラスチック製品製造販売業を営む法人です。コロナ禍により、製品の需要が大幅に増加しているため、事業の拡張とそれに伴う従業員を増員するため、申請地を取得し、従業員用専用駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用計画は、砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理の上、60 台分の駐車場を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 9 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

茨城県による道路拡張計画があり、申請者の自宅の一部が用地買収の対象となっていることから、代替地として申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、自宅との間に植栽を植え、敷地内砂利敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、2 台分の駐車場を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 10 番については、事業を実施する上で必要な資金に関する書類が提出されていないことに加え、分筆後の土地登記事項証明書の添付もされていないため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号 7 番、10 番については継続審議。提出番号 4 番から 6 番、8 番、9 番については、一般基準に適合の上、第 1 種農地の例外許可規定、第 2 種農地及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われます。なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る 3 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 11 番については、農地区分は第 1 種農地と判断いたしました。

申請者は、市内で社会福祉施設を経営する法人です。今般、障害者グループホーム及び障害者就労支援施設の新築をすべく、申請地を取得し、施設用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資と補助金で賄い、関係法令との協議は整っております。

続きまして、提出番号 12 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父から受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号13番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で造園業を営む個人で、申請地を知人より借り受け、資材置場用地とすべく申請されたものですが、許可を受ける前に申請地を使用していたことから、始末書付きの申請となっております。

許可後の利用方法は、敷地内を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、業務用資材及び大型車2台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号14番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を妻より借り受け、自己用住宅用地とすべく申請されたものですが、許可を受ける前に申請地を使用していたことから、始末書付きの申請となっております。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外で不動産業を営む法人ですが、今般、売買により申請地を取得し、建売住宅用地として4区画を販売する予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号16番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外で建設業を営む法人です。今般、申請敷地内に設置している既存の通信アンテナ設備の撤去工事をすべく、申請地を借り受け、工事ヤード用地として申請するもので、令和4年6月30日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲をバリケードで囲い、敷地内は土木シートの上に鉄板を敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、工事車両及び残土置場スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号17番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、申請地の近隣に住宅を建築中ですが、新たにごみ集積所を設置する必要となったことから、知人より借り受け、ごみ集積所用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号11番から18番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定、第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、皆様方のなお一層の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

去る３月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１９番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、農業を営んでおりますが、自宅内にある農業用の資材置場が手狭になったため、申請地を取得し、農家住宅敷地の拡張のため申請するものです。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号２０番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅地として申請されたものですが、許可を受ける前に申請地に砂利を敷いてしまっていたことから、始末書付きの申請となっております。資金については、金融機関からの融資で賄う予定です。

提出番号２１番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、県内で発電事業を営む法人で、今回、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、更新するため申請されたものですが、更新期間内に申請が行われなかったことから、始末書付きの申請となっております。

下部農地には、継続してニンニクを栽培する予定で、許可期間については３年間の一時転用となります。

提出番号１９番から２１番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る３月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２２番については、農用区域内農地です。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。先般、市の公共工事を受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要となったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するもので、令和４年７月３０日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、敷地内に土木シートを設置し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、工事に使用する資材等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号２３番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２４番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、市外在住で、市内のテナントにて美容室を経営しており、美容室の事業拡大と将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅兼店舗用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議も整っております。

提出番号２５番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

茨城県による道路拡張の計画があり、申請者の自宅が用地買収の対象となっていることから、代替用地として隣接する申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２６番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２７番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、市外で不動産業を営む法人です。申請地に建売住宅を建築する予定で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、２２番から２７番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地、第１種農地、第２種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をよろしく願います。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第３号の説明及び報告が終わりました。

提出番号７番、１０番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号７番、１０番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、提出番号７番、１０番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号７番、１０番については、小川委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第３号、提出番号７番、１０番に

については継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番から6番、8番、9番、11番から27について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

石島 繁委員

石島です。少しお伺いしたいのですが、提出番号15番、27番について、同じ不動産業を営む法人というところなのですが、実は、総会資料4ページの「議案第2号」のところで、この法人は、資金面が困難となったために事業者を変更するという議案が通りました。今般、金銭面でうまくいっていないという会社が申請していますが、こちらは問題ないのでしょうか。

議長（飯野 和男）

事務局より説明願います。

事務局（藤井係長）

事務局よりお答え申し上げます。

「議案第2号 農地法5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について」で、不動産業を営む法人が出てきておりますが、こちらは、あくまで承継を受ける事業者、当初予定していた事業者が資金面の捻出等がうまくいかなかったために、不動産業を営む法人に引き継がれるという性質のものでございますので、当該申請に係る資金面の心配等は書面上は確認できませんでした。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

石島委員、よろしいですか。

石島 繁委員

事業を実施するうえでの資金面について、心配ないということによろしいですか。

事務局（藤井係長）

農地法の審査事項としましては、その転用を確実に実施できることというのが一つの要件になっておりますので、その観点から、資金面での担保というものは、事務局のほうでも確認しております。

石島 繁委員

すみません。私のほうが、当初事業者と継承者のほうが、前に書いてあるのが今回のものだというように勘違いしていました。申し訳ございませんでした。

議長（飯野 和男）

その他何かありますか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号 1 番から 6 番、8 番、9 番、11 番から 27 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番か 6 番、8 番から 9 番、11 番から 27 番については、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号 1 番から 6 番、8 番、9 番、11 番から 27 番については、許可することに決定いたします。

議案第 4 号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 4 号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第 4 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

去る 3 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、平成 13 年以前より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号 1 番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案書10ページになります。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明いたします。

こちらは、市長より令和4年2月24日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

議案書10ページから19ページ、提出番号84番まで議案書記載のとおりとなります。

以上、これらについては、先般、行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に適合されているため御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号１番から２１番、５６番、６２番から６５番については、議事参与の制限案件に該当しますので、それらを除いて審議いたします。

提出番号２２番から５５番、５７番、６１番、６６番から８４番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号２２番から５５番、５７番から６１番、６６番から８４番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号２２番から５５番、５７番から６１番、６６番から８４番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号、提出番号２２番から５５番、５７番から６１番、６６番から８４番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号１番から２１番、５６番、６４番、６５番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

（櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号１番から２１番、５６番、６４番、６５番について質疑に入ります。質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号１番から２１番、５６番、６４番、６５番に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

提出番号１番から２１番、５６番、６４番、６５番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号、提出番号１番から２１番、５６番、６４番、６５番について、原案のとおり決定いたします。

櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

（櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席）

議長（飯野 和男）

続きまして、提出番号６２番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、櫻井委員の退席を求めます。

（櫻井 守委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号６２番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号６２番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号６２番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号、提出番号６２番について、原案のとおり決定いたします。

櫻井委員の復席を求めます。

（櫻井 守委員 復席）

議長（飯野 和男）

続きまして、提出番号６３番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、加園委員の退席を求めます。

（加園秀信委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号 6 3 番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号 6 3 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 6 3 番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 5 号、提出番号 6 3 番について、原案のとおり決定いたします。

加園委員の復席を求めます。

（加園秀信委員 復席）

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書 20 ページになります。

議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」について御説明いたします。

こちらは、市長より令和 4 年 2 月 18 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

議案書 20 ページから 22 ページ、提出番号 16 番まで議案書記載のとおりとなります。

以上、これらについては、先般、行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に適合されているため御審議のほどよろしくお

願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたら願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号について、原案のとおり決定いたします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案書23ページになります。

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見」について御説明いたします。

こちらは、市長より令和4年2月18日付けで農用地利用配分計画の意見を求められており、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降議案書32ページまでの記載のとおりで、配分計画案が10件となります。

以上、これらについては、先般、行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項各号に適合されているため御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号４番、９番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これを除いて審議いたします。

提出番号１番から３番、５番から８番、１０番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号１番から３番、５番から８番、１０番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番から３番、５番から８番、１０番を、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、提出番号１番から３番、５番から８番、１０番について、原案のとおり承認いたします。

続きまして、提出番号４番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

（櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号４番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号４番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号４番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、提出番号４番について、原案のとおり承認いたします。

櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

(櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席)

議 長(飯野 和男)

続きまして、提出番号９番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、小川委員の退席を求めます。

(小川 充委員 退席)

議 長(飯野 和男)

それでは、提出番号９番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長(飯野 和男)

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号９番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号９番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長(飯野 和男)

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、提出番号９番につきまして、原案のとおり承認いたします。

小川委員の復席を求めます。

(小川 充委員 復席)

議案第８号 非農地の決定について

議 長(飯野 和男)

次に、議案第８号 非農地の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（窪庭係長）

議案書 33 ページになります。

議案第 8 号 非農地の決定について、御説明いたします。

農地法第 30 条の規定に基づき、農地利用状況調査を実施した結果、5 年以上前から B 判定の農地の所有者の方に登記地目変更承諾書を発送し、承諾を頂いた土地 19 筆、1 万 2,510 平米を、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないと決定するものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

意見等ありましたら、お願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第 8 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 8 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号の非農地の決定については、原案のとおり決定いたします。

議案第 9 号 つくば市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 9 号 つくば市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（窪庭係長）

議案第 9 号 つくば市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、御説明いたします。

農業政策課よりつくば市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦依頼があり、6 月の総会において、慣例で会長と各地区の世話人の方が推薦されております。成島委員の辞任に伴い、現在 1 名欠員となっております。

運営委員会で協議した結果、小川委員を推薦すべきとの結論に至りました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

議案第9号については、事務局説明のとおり、小川 充委員を推薦することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号については、小川 充委員を推薦することに決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第9号についてですが、内容は議案書35ページから47ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第9号について、質問等ございませんか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、報告案件を終了いたします。

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第3回総会を閉会いたします。

【午後2時40分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員